

## 第34回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和元年9月10日  
場所 シビックコア 第3会議室

### 委員の出欠状況

1番	堀田 清代次	出	2番	二宮 義隆	欠	3番	伊藤 隼人	出
4番	長崎 行雄	出	5番	藤田 克己	出	6番	小林 孝則	出
7番	佐藤 昌生	欠	8番	三輪 正秀	出	9番	藤田 義昭	出
10番	二之湯 和彦	出	11番	川井 角司	欠	12番	伊藤 和雄	出
13番	日紫喜 幸久	欠	14番	近藤 隆雄	出	15番	森 喜九郎	出

開会時刻 午前 9時00分  
閉会時刻 午前 9時25分  
配布物 JAバンク三重 専門家派遣事業

1 開会の辞 事務局長 (杉本 剛)	ただいまから、第34回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。 それでは、よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長 (伊藤和雄)	お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 それでは、第34回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長 (伊藤和雄)	それでは、開催させていただきたいと思います。いなべ市農業委員会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 ただ今の出席委員は11名でございます。定足数に達しておりますので、第34回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1)  (日程第2) 議長	日程第1 本日の議事録署名委員につきましては、いなべ市農業委員会規則第6条第2項の規定に基づき、私が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に1番議席 堀田委員、3番議席 伊藤委員のお二人を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。  それでは、日程第2 議案第191号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>議題第191号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」次のとおり、いなべ市長が農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により、いなべ市農業振興地域整備計画を変更しようとするので、同法施行規則第3条の2第2項に基づき意見を求める。令和元年9月10日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤和雄。</p> <p>令和元年8月29日付で、いなべ市長から「いなべ市農業振興地域整備計画」の一部を変更しようとするため、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会に対して意見を求めてきております。市が農業上の利用を図る優良農地を農用地区域として、農業振興地域整備計画で定めています。このため、農用地区域内の農地は原則転用が認められません。農地転用するためには、農地法に基づく農地転用許可に先立ち、農用地区域からの除外が必要となります。その除外にあたっては、農業委員会の意見を聴いて市が決定することとなっております。</p> <p>今回の変更事項は農用地除外の申し出による変更3件、4筆、総面積は1,244m<sup>2</sup>です。</p> <p>なお、土地の転用行為は、この手続だけで可能となるわけではなく、この除外手続の後、改めて農地法第4条又は5条による転用申請を行なう必要があります。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;1番案件&gt;場所は、員弁町東一色地内の畠で、分家住宅用に499m<sup>2</sup>の除外申出です。</p> <p>川越町の[REDACTED]が、父である[REDACTED]が所有する畠に分家住宅を建築するものです。除外後は、3種農地です。</p> <p>&lt;2番案件&gt;場所は、大安町平塚地内の畠で、駐車場用に268m<sup>2</sup>の除外申出です。</p> <p>土地利用予定者の[REDACTED]が申出地の近隣で経営するデイサービスの駐車場と、[REDACTED]の弟が経営する申出地の隣地で経営する接骨院の駐車場にするものです。</p> <p>除外後は、1種農地ですが、既存施設の拡張ということで、例外的に許可されるものです。</p> <p>&lt;3番案件&gt;場所は、員弁町東一色地内の畠で、分家住宅用に477m<sup>2</sup>の除外申出です。</p> <p>員弁町東一色の[REDACTED]が、父である[REDACTED]が所有する畠に分家住宅を建築するものです。除外後は、3種農地です。</p> <p>以上3件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の</p>
-----	--

	<p>結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更については、年2回の審議になります。</p> <p>この案件の3件につきましては、9月3日に副会長が現地調査委員長となり、私と佐藤委員が現地調査を行っております。現地調査委員長からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員長 (藤田義昭)	<p>議案第191号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」3件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>この計画変更につきまして、質問等ありましたらお願ひいたします。</p>
議長	<p>特に無いようですので、これより議案第191号「農業振興地域整備計画変更に対する意見決定について」を採決いたします。</p> <p>本計画変更について、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手であります。よって本計画変更について本委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第3)	<p>続きまして、日程第3 議案第192号 「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第192号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があつたので議決を求める。令和元年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>今回の申請は、4件、15筆、総面積10,112m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;29番案件&gt;の申請地は、大安町宇賀地内の田、畑です。</p>

	事務局	<p>譲受人である大安町宇賀の [ ] が、富山県の [ ] が所有する議案書に記載の 3 筆、<math>2,315\text{m}^2</math> を売買により譲り受け る申請です。</p> <p>&lt; 30 番案件 &gt; の申請地は、北勢町治田地内の田です。</p> <p>譲受人である北勢町中山の [ ] が、四日市市の [ ] が所有する議案書に記載の 1 筆、<math>1,170\text{m}^2</math> を売買により譲り受け る申請です。</p> <p>&lt; 31 番案件 &gt; の申請地は、藤原町大貝戸地内の畑です。</p> <p>譲受人である藤原町大貝戸の [ ] が、春日井市の [ ] の所有する議案書に記載の 1 筆、<math>204\text{m}^2</math> を売買により譲り受け る申請です。</p> <p>&lt; 32 番案件 &gt; の申請地は、北勢町新町地内の田、畑です。</p> <p>譲受人である桑名市の [ ] が、北勢町新町の [ ] の所有する議案書に記載の 10 筆、<math>6,423\text{m}^2</math> を売買により譲り受け る申請です。</p> <p>以上 4 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>申請案件について何か質問はありますか。</p>
	議長	<p>特に無いようですので、議案第 192 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）」については、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請は、許可することといたします。</p>
(日程第 4,5)	議長	<p>続きまして、日程第 4 議案第 193 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」及び日程第 5 議案第 194 号「事業計画変更承認申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>議案第 193 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請（所有権移転）があつたので意見を求める。令和</p>

	<p>元年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。続きまして、日程第5 議案第194号「事業計画変更承認申請に対する意見決定について」次のとおり、事業計画変更承認申請があつたので意見を求める。令和元年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>今回の申請は、1件、3筆、総面積1,640m<sup>2</sup>で、事業計画変更承認申請と同時に申請されております。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;31番案件&gt;場所は、北勢町麓村地内の田・畑です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>[REDACTED]については、店舗兼住宅への転用で5条許可済みです。しかし、所有権移転はされておりますが、転用行為は行われておりません。今回、当初計画者である[REDACTED]が所有する993m<sup>2</sup>と、追加部分については、北勢町麓村の[REDACTED]が所有する2筆647m<sup>2</sup> 合計1,640m<sup>2</sup>を大安町石博北山の[REDACTED]が駐車場用地へ転用したい旨の計画ですので、5条申請と事業計画変更承認申請になります。</p> <p>変更理由としましては、資金等の折り合いがつかなかつたとのことです。</p> <p>工事期間は10月1日から12月31日に変更になりました。</p> <p>工事計画については、取水は行わず、雨水排水は、既設の東側道路側溝に放流です。</p> <p>以上、農地法第5条所有権1件と事業計画変更承認申請1件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましても現地調査を行っております。現地調査委員長からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>現地調査委員長 議案第193号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」1件、及び議案第194号「事業計画変更承認申請に対する意見決定について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
--	--

	議長	ありがとうございました。 何か質問はありますか。
	議長	<p>特に無いようですので、議案第193号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」の採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
	議長	<p>続きまして、議案第194号「事業計画変更承認申請に対する意見決定について」の採決を行います。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第6)	議長	<p>続きまして、日程第6 議案第195号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局		<p>議案第195号「非農地証明願いについて」次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和元年9月10日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤和雄。</p> <p>今回の証明願いは5件、8筆で総面積2,365m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;15番案件&gt;の申請地は、藤原町下野尻と西野尻になっておりますが、隣接する2筆で、台帳地目、田です。</p> <p>願出者は藤原町下野尻の [REDACTED] で、平成4年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;16番案件&gt;の申請地は、大安町南金井地内の台帳地目、田です。</p> <p>願出者は鈴鹿市の [REDACTED] で、平成10年以前から駐車場及び資材置場に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;17番案件&gt;の申請地は、北勢町下平地内の台帳地目、田と畑です。</p>

	<p>願出者は北勢町下平の [REDACTED] で、昭和 30 年から土蔵及び宅地に転用し、現在に至ております。</p> <p>&lt;18番案件&gt;の申請地は、北勢町塩崎地内の台帳地目、田と畑です。</p> <p>願出者は尾張旭市の [REDACTED] で、昭和 58 年から宅地に転用し、現在に至ております。</p> <p>&lt;19番案件&gt;の申請地は、員弁町北金井地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は員弁町北金井の [REDACTED] で、昭和 54 年から宅地に転用し、現在に至ております。</p> <p>以上 5 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後 20 年経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
議長	<p>特に何もなければ、これより議案第 195 号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって案件については願いどおり証明することに決定いたしました。</p>
(日程 7)	<p>続きまして日程第 7 議案第 196 号「いなべ市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 196 号「いなべ市農地利用最適化推進委員の委嘱について」次のとおり、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき、いなべ市農地利用最適化推進委員を委嘱したいので議決を求める。令和元年 9 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p>

	事務局	農地利用最適化推進委員の推薦、応募を5月13日から6月12日まで行いました。結果は、推薦19人で、応募はありませんでした。推薦については、各町振興部会からの推薦であり、農業に精通した方々であります。委嘱について、審議をお願いいたします。
	議長	事務局の説明は終わりました。この案件について、何かご質問はありますか。
		無いようですので、これより議案第196号「いなべ市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を採決いたします。
		該当委員である伊藤委員、二之湯委員の退室をお願いします。
	議長	原案どおり可決することについて賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全委員挙手であります。 よって案件については原案どおり可決されました。
5 その他	議長	議事につきましては以上です。 その他に入ります。委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。
	事務局	本日お配りしました、JAバンク三重専門家派遣事業のパンフレットですが、農協の事業で、農業者の方の事業継承や経営の高度化を要請に応じて専門家を無料で派遣し、適切な診断・助言を行い、課題の解決を図り、発展に資することを目的としておりますので、よろしければご利用ください。
	議長	次回は10月3日午前9時から現地調査を実施します。副会長と三輪委員は出席をお願いします。10月10日に委員会となりますのでよろしくお願いします。
6 閉会の宣言	議長	他にないようですので、これをもちまして第34回いなべ市農業委員会を閉会いたします。
【午前9時25分閉会】		

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日  
いなべ市農業委員会  
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者

